

年 月 日

久留米市長 様

地縁による団体の名称及び  
主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地 久留米市

清算人の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

## 残余財産処分認可申請書

地方自治法第260条の31第2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

- 1 財産目録
- 2 残余財産処分方法書
- 3 残余財産の帰属者の同意書
- 4 添付書類
  - ・残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類